長与町農業委員会会議録

令和２年１０月２３日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和２年１０月農業委員会総会

１．日時　　令和２年１０月２３日（金）　　９時３０分から１１時４０分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二　　８番　坂本　秀哉

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　８番　山本　忠典　　９番　益冨　雅彦

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第４　　第３号議案　農用地利用集積計画について

第５　　第１号報告　農地法第４条第１項第９号の規定による農地転用届出について

第６　　第２号報告　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、おはようございます。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中全員出席いただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は８人出席でございます。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　みなさんこんにちは、昨日今日明け方非常に冷え込みました。朝５時、６時ごろの外気気温が１４度から１５度ぐらいで寒さもせまってくるようです。特に雨が降りまして野菜にとっては非常にいい雨だったのかなと。みかんにとっては糖度があがりつつあったものが、少しもどったのかなと思います。みなさんは極早生の収穫も終わり、稲も採りいれて、また、月がかわりますと早生みかん等の収穫が始まり忙しくなるかと思います。

それでは、令和２年１０月の農業委員会総会を開催致します。

まず、始めに日程第１の農業委員会　総会規則、第 18 条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名致します。８番　山本忠典委員、９番　益冨雅彦委員を指名致します。

日程第２。本日は、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請が１件、第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請が１件、第３号議案　農用地利用集積計画についてが２件です。報告事項では、農地転用専決処分報告が　２件出されています。

では、日程第２　提出された議案の審議に入ります。第１号議案　農地法第３の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、議案書の１ページをお開きください。

整理番号１１、申請地が、長与町斎藤郷（地番)。地目は畑で、２８７㎡、農地区分は、農用地区域内です。申請者は、譲渡人が、長与町斎藤郷（地番)、(氏名）さん、譲受人が、長与町斎藤郷（地番)、(氏名）さん。申請目的は、所有権移転の贈与です。備考欄に記載している通り、譲渡人と譲受人は夫婦の関係で、今回当該地を贈与するための申請でございます。譲受人の耕作地、１３，１４１㎡と、労働力、３人については、夫婦間の所有権移転ですので変更はございません。市街化調整区域となります。

土地の所在ですが、２ページをお開き下さい。図面の上の方に、(施設名）がありますが、そのすぐそばにありまして、(施設名）の道向かいの、赤色で表示してある場所が、申請地、斎藤郷（地番）となります。

以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。坂本　謙二　推進委員。

推進委員
７番

１０月１６日午後より現地の確認をしました。水谷会長、福本事務局長、森さん、譲渡人と私で立会をおこないました。ここは、１年か２年ぐらい前に農地を（譲渡人）が買いましてそこに宅地、家をたてて残りを農地にするということで（譲渡人）が斉藤地区に住むようになった物件でございます。農地の部分は夫婦で生前贈与の部分で問題ないと思います。ただ、立会をしたときに農地の部分が約２m位コンクリート舗装してありました。これは農地改良を出したほうがいいのではないかと感じましたので今日発表させていただきました。農地としては問題ありません。私のほうからは以上です。

議　長

続きまして、担当農業委員お願いします。２番　渡邉章三農業委員。

２　番

今の件については坂本委員さんが言われたとおりですが、経過を説明します。ここの土地は宅地と畑があります。宅地は従来宅地でありました。売主の方が数年間、ほったらかしにしていて一部作地として借りて作物を作っておりました。ところが、（譲渡人）が３、４年前に家を建てたいということで許可になりました。家の前の道路際が畑だったんですが、現在は（譲受人）が、毎日農作業をされております。わたしもときどき通りがかりますがいろいろな作物を作っております。（譲渡人）は農業法人をされております。オリーブの栽培もされておりますし、〇〇港のそばでオリーブの搾油、販売もされておられ別段問題ないと思います。

議　長

坂本委員から進入路についてご指摘がありましたが事務局から補足説明をお願いします。

事務局

坂本委員さんが指摘された件ですが、農地の一部が進入路としてコンクリート舗装されていました。数年前に農地を買われるときの計画を事務局で確認したところ、４mほど進入路ありますが、計画図では２mの宅地部分を舗装するということで、農地の部分は、当時は計画がなされていなかったことが判明しました。それで、現地確認の際、本人にお聴きした際、農機具の出し入れの際に利用するため幅を広げたということでしたので、農地改良として提出していただくよう考えています。

議　長

そして夫婦間の贈与について説明をお願いします。

事務局

贈与税の中に贈与税の配偶者控除の特例がございます。２０年以上婚姻関係を結んでいる

夫婦の間だったら実際住んでおられる家、不動産については生前贈与した場合、2,000 万円までの控除が受けられます。今回は農地と宅地を一体的に贈与されるということだったので、この配偶者の控除の特例を使われるのかなと考えております。ただこの贈与の特例の目的が贈与の配偶者の居住の場所を確保するのが目的でありますので、今回総会にあがっている農地法の３条の農地の部分が対象になるかは判断がつかないと考えております。

贈与税の控除の特例として、宅地については生前贈与した場合に 2,000 万円まで控除が受けられますという制度でございます。以上です。

議　長　　事務局の説明がありましたとおり、結婚２０年以上になりますと、おしどり贈与というのがあるそうです。家屋敷は控除の対象となります。今回は農地も込みで贈与した形で判断いただきたいと思います。ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

議　長　　続いて、第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、議案書の３ページをお開きください。

整理番号８、申請地は、長与町岡郷（地番)、地目は、畑の２１４㎡です。農地区分は、農用地区域外となっています。申請者は、譲渡人が、長与町岡郷（地番)、(氏名）さん。譲受人が、長与町岡郷（地番）(氏名）さん。申請目的は、所有権移転の贈与です。施設の概要と

	しては、分家住宅を建築するもので、木造ガルバリウム鋼板葺き２階建て、建築面積は、９９．３８㎡、所要面積は２１４㎡です。備考欄をご覧ください。譲受人は、譲渡人の三女で、今回申請地を譲り受け、分家住宅を建設します。汚水排水については、全面道路の下水管に接続します。雨水排水は、敷地内に側溝を新設し、既設の道路側溝へ放流させます。都市計画区域外となります。 補足ですが、この農地につきましては、今回の農地転用申請に先立ち、別途、必要な手続きがございました。それについて、少し説明をいたします。 この農地は、もともと、農用地区域内の農地でございまして、農業を振興するための農地として、原則として、農地転用は許可されない土地です。ここに住宅を建築する、農地転用を行うためには、まず、その農地を農用地区域から除外する手続きが必要となります。その手続きとしては、町が作成しております、「農業振興地域整備計画」という、町内で農業を振興する地域を定めた計画の変更を行うというもので、その変更手続きについては、今年の６月の総会に、町から農業委員会に意見を求める旨の議案があがりまして、農業委員会として、計画の変更は妥当であるとの回答をいたしました。その後、所管課である、産業振興課の方で、県との協議等、諸手続きが進められまして、令和２年９月３０日付けで計画の変更が決定いたしました。計画の変更がなされたことを受け、今回、住宅建築のための農地転用申請が出されたという流れとなります。以上補足でした。 なお、立地基準は、１種農地、一般基準としては、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。なお、１種農地は、原則、農地転用は許可されませんが、今回は、「分家住宅が集落に接続して建てられる」ということで、例外的に許可することができると判断しております。 申請地の場所ですが、４ページをお開きください。図面中央を南北に国道２０７号が通っておりますが、その国道沿いにある、図面上の方の、赤色で表示してある場所が、申請地、岡郷（地番）でございます。位置としましては、（店舗名）の付近でございます。 以上です。
議　長	この件は事務局が説明しましたとおり、(譲渡人）が、前農業委員の時に３条で農地を購入し、娘さんが傍に来たいということで、この親子関係で譲渡をする。そのために農振農用地除外等の手続きを踏んで至っております。２期目の方はご存知でしょうが、今回は５条申請で親子間の贈与と言うことで議案があがっております。この件について、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。坂本秀哉推進委員。
推進委員 ８番	１０月１６日午後２時より、立会に水谷会長、福本局長、森さん、私、業者さんと現地確認をしました。適正と判断いたしました。
議　長	続きまして、担当農業委員さん、お願いします。

１１番　山口多美子農業委員。

１１番　１０月１９日午前１１時より事務局の福本さん、森さんと立会をいたしました。
現地は国道沿いの約１ｍの石積をしている畑で道路の高さに合わせるため切土をします。奥に３ｍの擁壁を組むそうです。雨水排水は、家の周りに側溝を新設し道路側溝へ流します。畑が周りにありますが、周囲の地主さんには了解をとっていますので日照にも問題ありません。（譲渡人）の分家住宅を建設するということで問題はないと思います。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。８番　山本忠典農業委員。

８　番　切土して３ｍの高さになると聞きましたが、今は２ｍ以上になったら、建築の方の基準が厳しくなって、裏の法面から１．５倍以上建屋と離さないといけないとか聞いたことがあるんですけど。そこらへんはどうなっているのでしょうか。

議　長　１．５倍というのは危険地域といいますか、この前の斉藤の急傾斜の指定の数値にあてはまりますが、今回は石積みではなく建築ブロックの練積みとしていますので、建築基準法のチェックをされているものとして考えております。

議　長　他にご意見・質問はありませんか。
１０番　柳原厚志農業委員。

１０番　１０番の柳原です。この土地の件は、前ですね、（譲渡人）は農地として取得された訳なんですけど、それから宅地変更されていますね。農業をするということだったのに宅地に変更すると。このようなことは法律上かなうものなのでしょうかね。

事務局　柳原委員がおっしゃるとおり３条で買われているので、本来であれば、３条は農地として利用していただく趣旨になりますので、農業を続けて頂く、農地として使っていただくことが正しいかなと事務局としても思いますが、法の縛りはありません。ただ農用地の除外の申請の際に、そこは県の審査でも見られるところだったのかなと判断しております。除外申請の時もですが今回も、本人より５条に至った経緯ということで、理由書を出していただいております。（譲渡人）の体調も考慮して少しでも早く農業の継承をやりたいと理由書に書かれていまして、県のほうでも農用地除外が認められたということで、今回の農地転用の申請に

至っている次第です。

議　長　　前回、私も好ましくないと申しあげましたが、これは、法的にはいろいろありますが、やはり、家を建てる目的で、３条で売買というのは不適当です。ただ、条件として（譲渡人）が少し病気がちであるし、娘を傍において農業の手伝いをさせたいということがバックにあってですね、県も除外の許可をしています。そういう形で分家住宅という形でそばに子供をおいて農業の手伝いをさせるということで、農地を荒らさないという観点ではいたしかたないかと思います。むしろ、好ましいかと思われます。そういうことで３条で５条というのはある意味では好ましくない。県もよっぽどのことがないかぎり除外しないはずです。そういう理由があったからだろうと申し上げたいと思います。

１０番　　わかりました。それと、建屋の問題で平面図、姿図がこの場合必要じゃなかったのですか。

議　長　　これは資金計画、平面図、立面図いろんなものは事務局に提出させておりますので、事務局から説明をいたします。

事務局　　会長がおっしゃたように、事務局への申請の際には建物配置図等は提出いただいておりますので、確認しております。口頭で分かりにくいですが説明させていただきます。道路沿いに家を建てるにあたり、南側に駐車スペースを設けます。そして横に並ぶように２階建ての建物を建てます。後ろの農地との間に段差がありまして、安全を考えて擁壁を建てます。山口委員がおっしゃったように、道路からそのまま入れるように、今ある道路と農地の段差をなくすために切土をします。側溝関係は道路側溝に流れるように新設します。下水管もマンホールがそばにあり直結できますので、事務局としては問題ないと判断します。

議　長　　今後事務局は、関係書類を提出するようお願いいたします。ないとみなさんよく見えませんのでお願いします。県の会議なら図面や資金計画を提出し回収します。図面等はうやむやにすると転売のおそれがありますので今後提出することにいたします。なお、資金計画は全額を借り受け返済するということになっております。

１０番　　しっかりした計画書、図面を出していただきたいです。

議　長　　他にご意見・質問はありませんか。

２番　渡邉農業委員。

２　番　言葉で言ってもわからないので、資料を出して個人情報ですから回収をすると、そう措置していただいたら理解できるかと思います。理解できなければ賛成反対ができませんのでお願いしたいと思います。それと、分家住宅と前回出た農家住宅は一種農地は該当するのかを教えてください。

事務局　分家住宅は農家の親族が建てるのが条件となります。農家住宅は農業をすることを前提として住宅を建設することになります。

議　長　他にご意見・質問はありませんか。
８番　山本忠典農業委員。

８　番　（譲渡人）のところはどの程度農業をされているのか教えてください。

議　長　だいたい１．３ｈａですね。本家には長女がいまして、（譲渡人）から以前聞いたところによると、あまり農業はしないそうです。三女のほうに農業をするようお願いしているようです。
他にご意見・質問はありませんか。
３番　原田成信農業委員。

３　番　田中さんの娘さんは勤め人ではなく農業を手伝っている状況なんでしょうか。

事務局　申請書には会社員となっておりますので、お勤めの方です。

３　番　農業を手伝うということですが、今後は会社勤めをしながら、農業をされるのですか。

議　長　現在娘さんは（共同住宅）に住んでおられますが、近くに来て、ひまなときに農業をやられると判断しています。今のところは勤めながらと判断しています。
他にご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
この農地法第５条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、県に進達することにいたします。

議　長　　続いて、第３号議案　農用地利用集積計画について審議いたします。まず１件目について、説明をお願いします。

事務局　　それでは第３号議案　農用地利用集積計画について説明します。１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。
議案書の４ページをお開きください。１件目です。利用集積計画は、主に貸し借りの場合が多いのですが、この１件目は、貸し借りではなく、農業経営基盤強化促進法による所有権移転の売買の計画でございます。
所有権の移転を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。所有権を移転する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。所有権を移転する土地は５筆です。長与町本川内郷（地番）、面積が３７９㎡。同じく（地番）、３９８㎡。同じく（地番）、１，９１４㎡。本川内郷（地番）、３，７１３㎡。同じく（地番）、１４５㎡。５筆合計で、６，５４９㎡です。なお、地目は５筆すべて、登記簿・現況ともに畑です。所有権の登記の有無は（所）で、これは、所有権の登記があるという意味です。利用目的はみかんです。所有権の移転時期は、令和２年１１月２日、対価は、５筆で〇〇円となっています。支払いは、所有権移転日の１１月２日までに口座振込で行います。当事者間に成立する法律は、売買です。
補足ですが、この土地は現在、所有者が別の方と、利用集積計画で賃貸借契約を結んでいる土地でした。今回売買を行うにあたり、その方との契約については、合意のもと解約をされておりまして、その旨、９月２３日付で農業委員会あてに通知をいただいております。
土地の所在ですが、７ページをお開きください。図面右手に〇〇ダムがありまして、その

少し左側、図面の中央付近に、本川内郷（施設名）がありますが、そこから山手に登ってすぐのところに４筆ございます。左から、橙色で表示してある場所が、申請地　本川内郷（地番）、道を挟んで黄緑色の土地が、本川内郷（地番）、ピンク色の土地が、本川内郷（地番）、その横の小さい三角形の緑色の土地が、本川内郷（地番）です。そして、そこからさらに上った、赤色で表示してある場所が、本川内郷（地番）です。

以上です。

議　長　　これが終われば嘱託登記までいくと聞いております。その件について事務局から説明をお願いいたします。

事務局　　農用地利用集積計画によって所有権移転の売買がされた。これは法律上定めがありますので、今回は売買される方が利用集積での売買を選ばれたということです。売買は農地法の３条で出されるケースが多く、利用集積は貸し借りが多いのですが、今回は利用集積でと当事者間で話し合いがなされたということでございます。嘱託登記というのは、利用集積計画で売買を行った場合は、本人さんが希望すればその農地にかぎっては、農業委員会が本人に代わって嘱託登記を行うことができるという法律の特例があります。根拠法の農業経営基盤強化促進法が農地を活用して経営強化を図るという趣旨なので、それを市町村が促進をするという趣旨で法律の特例があります。そこが３条とは違う点です。以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。永冨義徳推進委員。

推進委員１番　　当日は、事務局長さん、森さん、原口さんと私の４人で立会いをさせて頂きまして、役場のほうで事務処理の手続を済ませました。このことに関しまして異議はないです。当初、（売主）の土地は地元の（氏名）さんがみかんをつくっておられたのですが、この人は、金沢の市場に長与みかんを送るようになった基をおこされた方で非常に熱心な方でした。事情がありまして、（売主）が全園買受けられまして、みかんを作っておられました。（売主）は長与の中でもいち早く SS の導入をされまして、買い受けた園地も園地改造をして SS で防除などができるようにしておられました。基盤整備をしてブルーベリーを栽培されておられます。それを地元の（氏名）さんが借り受けて、ブルーベリーの会と一緒に栽培しておられます。

（買主）に今後どうされますかとお伺いしたところ、農業のほかに事業をされておられまして道路のカッターとかフェンスなどを設置する仕事をしていて息子さんと忙しい毎日を送られています。そこは今までどおり（氏名）さんにお貸しをして今の維持をしていくということでした。現状はこのような感じですので問題ないと思います。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。７番　原口司農業委員。

７　番　　１２日に１０時３０分から現地確認しました。この７ページの地図をみて頂きたいのですが、ダムの上に（施設名）があります。その下のほうにいくのが山手なんですが、（施設名）のひとつ上に（氏名）さんという方がいらっしゃって。その上の家が（買主）です。（買主）の周りがですね、家の上に橙色の（地番）。家の前に黄緑（地番）があります。ここの園は、（売主）が買われた時にSSを導入したと言われていましたが、SSを使って防除するため園内を広い道を整備していました。（買主）は先ほど説明がありましたとおり、息子さんと一緒に仕事しておりますが、息子さんにまかせたら農業にはまりたいとも言われていました。当分は仕事が忙しいので、（氏名）さんに継続してみかんをしてもらうんですが最終的には自分でやりたいと考えておられます。特に問題はありません。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
２番　渡邉農業委員。

２　番　　内容はよくわかりました。事務局の話では中間管理の賃貸借の解約を９月２３日でして、売買になったと。そして後は（買主）は引き続き（氏名）さんにお願いすると。その間はどうするのか、みかんの実は誰のものか、そこらへんがわかれば教えてください。

事務局　　契約中の賃貸契約を止めないと所有権移転はできませんので解約をしていただきました。農地については（氏名）さんが管理しておられて（買主）も引き続きお願いしたいと考えておられますので、事務上の手続としてご理解いただきたいと思います。

議　長　　補足ですが、（買主）自体が農業に対し意欲的であるということで売買が成立すると思います。ただ、ブルーベリーが多く植わっていましたので、いきなり切り替えることができない。そういう経緯がありまして、（氏名）さんとの貸し借りを行うことになります。暫定的にしていくと。基本的には中間管理があっせんする３条に近い形ということですので、（買主）が本格的に農業をするということでとっていきたいと思います。

議　長　　ほかにありませんか。４番　崎山光子農業委員

４　番　　ブルーベリーをしているグループの一員です。この地図でいうと緑のところですね。

かなり広いところをお借りして会員が１５名で、ここ１２年間ブルーベリーを栽培しているところです。事の発端は長与町の活性化事業として、長与町民で事業を起こしたらどうかという町の応募があり、それに応募して審査を合格して１２年になります。だから、この場所については長与町の農家の方を圧迫しないという条件で、ブルーベリーの生の単品は販売しておりません。むしろ、長与町民の解放ということで１日限り何組というように町広報で２回応募して町民に開放し、取った数をグラムでお売りしています。お売りした値段は肥料に回すということで会員は残ったものをいただいて食べるというように、町の活性化の一環として頑張っています。お借りした当時はみかんの木が枯れている状態で、それを（氏名）さんがブルで掘り起こし、会員で苗を買いに行ったりしました。今回地主が代わられることがメンバーにもわかって、どうしたらいいのかとなりました。平均年齢も７４歳ぐらいなので労力的にも限界かなと会員が思っておりますので何かあればいさぎよく引くと話し合いでなっております。どうかご心配なくご審議いただきたいと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。９番　益冨雅彦農業委員。

９　番　　内容についてはよくわかりました。この基盤強化法における売買は通常あまり出てこないので、私も気にしていなかったのですが、５ページの共通事項が明記してありますけど、その中で（５）と（６）のところを事務局のほうで詳しく説明をお願いいたします。

事務局　　５ページの利用集積計画の所有権移転にかかる共通事項は、こういう決まりでやりなさいというのが明記されているところでございます。益冨委員のほうからありました（５）ですね、所有権移転の登記のところを読みあげます。この農用地利用集積計画による所有権移転の登記は所有権の移転を受ける者、譲受人の請求により、市町村の嘱託により行うものとし、譲渡人はこれに協力しなければならないとなっております。これは法律の定めがございまして、本人さんが希望する場合、町が本人に代わって嘱託登記を行うというものでして、今回、原口委員、永冨委員に立会いしていただきましていろいろと書類の手続のやりとりをいたしました。(６)の経費の負担ですが、所有権移転の登記に関する経費は、譲受人が負担する。その他の経費は譲渡人と譲受人が協議して決めるとなっております。ここで出てくる経費の負担というのは、登記を行う際、登録免許税というのが発生します。それは譲受人が負担することになり、このへんにつきましても１２日の立会の話合いの中でさせていただいているところです。

議　長　　益冨委員いかがですか。

９　番　　はい、よくわかりました。

議　長　　嘱託登記というのは、響きはずいぶん無聊に感じがしますが、（５）、（６）はちょっと矛盾しているという指摘でしたが、登録免許税は本人が支払うようになります。

議　長　　他にご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議のない方挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

議　長　　続いて、２件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　２件目です。２件目は、売買ではなく、貸し借りの計画です。議案書の８ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町吉無田郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町斎藤郷（地番）、現況地目は田で、１，１９１㎡です。利用権の種類は賃貸借権で具体的な作物名は米です。期間は、令和２年１１月１日から令和７年１０月３１日までの５年間です。年間の借賃は、米〇〇ｋｇを、毎年年末に自宅へ搬入します。この農地は、かなり前から継続して、この両者間で賃貸借権が設定されておりまして、正確な更新回数が把握できておりませんが、継続となります。

土地の所在ですが、１０ページをお開きください。図面の右下に（施設名）がございます

が、図面上きれていますが、（施設名）の正門から川沿いに北へ○○橋の方角へ２００ｍほど進んで左折し、さらに約２００ｍ進んだ、赤色で表示している場所が、申請地　斎藤郷（地番）です。
以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。坂本謙二推進委員。

推進委員７番　１０月１６日前回と同様、水谷会長、福本局長、森さん、渡邉委員と私で現地確認をいたしました。この田んぼ毎年米を作っていらっしゃいます。継続ですので問題ありません。

議　長　続きまして、担当農業委員お願いします。２番　渡邉章三農業委員。

２　番　事務局と坂本さんのほうから言われたとおりです。
ここは昭和５０年代の後半に圃場整備をしたところです。その当時は経営基盤強化法の相対の貸し借りです。中間管理機構がある前から耕作され今に至っています。（借主）はいい米をとられていますので問題ないと思います。

議　長　他にご意見・質問はありませんか。質問なしと認めます。それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議のない方挙手をお願いします。

事務局　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
ここで少し休憩をとります。

（休憩）

議　長　　協議を再開します。

これからは、報告事項に移ります。

農地転用専決処分の報告　１件目について事務局、説明をお願いします。

事務局　　それでは、報告いたします。まず、令和２年１０月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。

報告事項の１ページをお開き下さい。農地転用専決処分の報告書、農地法第４条第１項第９号の規定による農地転用届出です。

１．届出者の氏名・住所・職業。届出者は、（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）。職業欄は無職です。２．土地の所在等。嬉里郷（地番）、地目は、登記簿・現況ともに畑、面積は３７３㎡で、土地の所有者も（届出者）です。３．転用計画。転用の目的に係る事業または施設の概要は、農業用倉庫で、建築面積２７.７５㎡、所要面積は６４.７４㎡です。４．申請日令和２年９月１７日、５．専決処分の日　令和２年９月２５日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしましたので報告いたします。令和２年１０月２３日、長与町農業委員会　事務局長　福本美也子。

２ページをお開きください。土地の所在地を説明します。図面の中央少し上に〇〇橋がございますが、その交差点から主要地方道路長崎長与線を〇〇方面に１００ｍちょっと進んだところから住宅街へ入りました、橙色で表示してある場所が、該当地　嬉里郷（地番）です。

以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　続いて、農地転用専決処分２件目の報告をお願いします。

事務局　　３ページをお開きください。農地転用専決処分の報告書　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。

１．当事者の氏名・住所・職業。譲受人は、（会社名）、長崎市尾上町（地番）、職業は不動産業です。譲渡人は、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。職業は会社員です。２．土地の所在等は、長与町三根郷（地番）、地目は、登記簿は畑、現況は荒地、面積は２５４㎡です。土地の所有者も、（譲渡人）です。３．転用計画。転用の目的に係る事業または施設の概要は、宅地分譲です。４．申請日　令和２年９月１５日、５．専決処分の日　令和２年９月２８日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和２年１０月２３日　長与町農業委員会　事務局長　福本美也子。

４ページをお開きください。土地の所在地を説明します。図面の左から右へ、主要地方道路長崎多良見線が通っていますが、図面左下にある、〇〇バス停のところの道路沿いにある、橙色で表示した場所が、該当地　三根郷（地番）です。

以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　次は、行事報告です。事務局より説明をお願いします。

【この後、令和２年１０月の行事報告が行われた】

議　長　　最後に、１１月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　　１１月２５日９時３０分からはいかがでしょうか。

議　長　　以上をもちまして、長与町農業委員会１０月総会を閉会します。